

## (参考) リスク管理債権の状況(平成15年9月期)

(単位:億円)

	機関数	貸出金	リスク管理債権				貸倒引当金		
			破綻先債権	延滞債権	3カ月以上延滞債権	貸出条件緩和債権	個別貸倒引当金		
都市銀行	6	2,111,790	149,940	6,010	66,560	2,470	74,900	52,760	20,820
長期信用銀行	2	66,540	2,800	160	1,760	220	650	3,740	1,530
信託銀行	5	366,730	22,610	1,250	7,760	270	13,320	6,810	2,620
都銀・長信銀・信託計 (うち主要11行)	13 (11)	2,545,070 (2,478,520)	175,340 (172,550)	7,420 (7,250)	76,090 (74,330)	2,960 (2,740)	88,880 (88,220)	63,300 (59,560)	24,980 (23,440)
地方銀行	64	1,346,910	100,910	8,110	57,740	1,240	33,830	34,590	22,730
第二地方銀行	51	416,370	34,530	4,070	19,940	250	10,270	10,820	7,430
地域銀行計	116	1,810,030	137,100	12,220	78,490	1,580	44,800	45,860	30,370
全国銀行計	129	4,355,090	312,440	19,640	154,580	4,540	133,680	109,160	55,350

- (注) 1.計数は、億円を四捨五入し、10億円単位にまとめた。  
2.「延滞債権」とは、「元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外のものであり、「3カ月以上延滞債権」とは、「元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金であって、破綻先債権・延滞債権以外のもの」である。  
3.一部金融機関において部分直接償却(破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権について、担保等による回収が不可能な額(第4分類債権額)に対し、個別貸倒引当金の計上ではなく、直接償却すること)が行われており、それによる減少が8兆310億円である。  
4.主要11行は、都銀・長信銀・信託から新生銀行とあおぞら銀行を除いたものである。  
5.みずほグループ各行及びUFJ銀行の貸出金及びリスク管理債権には、再生専門子会社の計数を含む。  
6.地域銀行計には、埼玉りそな銀行を含める。